

令和5年 第4回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和5年4月11日(金) 午後1:30~3:30
2. 場所 : 山村開発センター1階 中会議室
3. 出席委員 (8人)

職名	番号	氏名
職務代理	1	谷地村 久人
委員	2	佐藤 哲
委員	3	坂根 克也
委員	4	下村 勇一郎
委員	5	佐藤 久美子
委員	6	荻沢 功
委員	7	橋端 秀作
委員	8	工藤 勉

4. 欠席委員 (2人) 9番橋端哲美、10番日向将行
5. 会議書記 事務局主事 服部 奨
6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第8号

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定による新郷村農業委員会事務局職員の任免について

日程第4 議案第9号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第5 議案第10号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(令和5年第4回総会)

議長	議会に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、8番工藤委員にお願いします。
	(新郷村村民憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は8名で、定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1議事録署名委員の指名についてを議題といたします。 議事録署名委員は、議長指名ということでご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には4番下村委員並びに5番佐藤委員を指名します。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	朗読と説明
議長	次に、日程第3議案第8号農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定による新郷村農業委員会事務局職員の任免についてを議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	2ページをお開きください。 日程第3、議案第8号、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定による、新郷村農業委員会事務局職員の任免について、説明いたします。 令和5年度、新郷村職員の人事異動に伴い、農業委員会事務局職員が異動したことから、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、下記職員の任免について、農業委員会の承認を求めるものです。 任用 事務局長 櫻台博明 事務局次長 福山鋼藏 解任 事務局長 高見憲一 以上議案第8号の説明を終わります。
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)

議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第8号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案議案第8号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第4議案第9号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第12号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>3ページをお開きください。</p> <p>日程第4議案第9号農地法第3条第1項の規定に基づく農協委員会の許可についてご説明します。</p> <p>農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。</p> <p>4ページをお開きください。</p> <p>議案第9号、受付番号12号の申請は、譲渡人は、以前から譲受人に農地を貸しており、村外在住で、農地を手放したいと考えていたことから売買契約に至ったものです。</p> <p>譲受人は、農地取得後も畠として利用することです。</p> <p>農地の所在は、大字戸来字石無坂地目は畠2筆、田1筆の計3筆、面積は●●●●m²、売買額は●●●●円であります。</p> <p>5ページの農地法第3条第1項の調査書のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>6ページに許可申請書の写し、7ページに位置図、8ページに4月5日に現地調査した際の画像を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を7番橋端委員より報告を求めます。
事務局	<p>座ったままで失礼します。</p> <p>議案第9号、受付番号第12号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地目は畠と田で、所有者は村外に居住していて、耕作が困難であることから、農地を手放したいと考えており、耕作者は以前から申請地を借りていたこともあり、今回の売買申請に至ったものです。</p>

	<p>現地の状況から周辺農地への支障は無くまた、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第9号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第9号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第5議案第10号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第2号について審議に付します。</p> <p>なお、当時案は2番佐藤委員が利害関係人でありますので、農業委員会に関する法律第31条議事参与の制限により、当該事案の審査開始から終了まで退室をお願いします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>9ページをお開きください。</p> <p>日程第5議案第10号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてご説明します。</p> <p>農地経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画の決定について承認を求めるものです。</p> <p>今回の事案は公告にて権利移動する一括方式による貸借となっております。</p> <p>10ページをお開きください。</p> <p>議案第10号、受付番号第2号についてご説明いたします。</p> <p>新規の貸借となります。</p> <p>農地の所在は、大字西越字西越地目は田が5筆、面積が●●●●m²、10年間の使用貸借です。</p> <p>11ページに協議に係る文書等の写し、12ページに位置図、13ページに令和5年4月6日に撮影した現地画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第2号の説明を終わります。</p> <p>以上議案第10号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を7番橋端委員より報告を求めま

	す。
事務局	<p>議案第10号、受付番号第2号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地目は田で、所有者が労働力不足により耕作できない状況にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けするものであります。</p> <p>耕作者は経営規模を拡大して農業経営の安定を図りたいと考えていたため、両者の意思が一致し申請されたものです。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第10号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第10号は原案のとおり決定しました。</p> <p>佐藤委員の入室を求めます。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、令和5年第4回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5年 4月 11日

議 長 日向將行

署名者 下村勇一郎

署名者 佐藤久美子